

日本労働年鑑 第58集 1988年版

The Labour Year Book of Japan 1988

第二部 経営労務と労使関係

I 経営者団体の動向

1 賃金

1 日経連『労働問題研究委報告』

財界の労働政策は、日経連が担当しており、とりわけ賃金政策はその中心領域である。日経連は、賃金交渉の綱領的な文書として、『労働問題研究委員会報告』を毎年出しているが、八七年初めは、円高不況のもとで重厚長大産業の構造不況がひきつづき問題になっており、さらに海外進出の拡大による国内産業の空洞化が議論されていた。一月二日の臨時総会で承認された『報告』でも、そうした状況を反映して、副題として「産業の空洞化、雇用問題への対処について」をかかげている。以下、各章ごとに要旨を紹介する(『日経連タイムス』一九八七年一月二二日付による)。

第一章「産業の空洞化」は、円高にともなう海外進出の増加によつて心配されている国内雇用の空洞化を取り上げている。その対策として日経連が主張している四点は、従来からのものである。すなわち、土地問題、物価(これは農業問題でもある)、法人税はいずれも、本欄で紹介してきた論点の繰り返しである。

(一) 日本企業の海外立地

わが国の賃金は諸外国に比し、最高水準になってきているとみてよい。日本企業の海外立地を促進する第一の背景がここにある。第二は、土地価格の問題である。第三は物価、第四は、割高な法人税である。このような状況の下で、企業は生き残りを賭けて円高の活用が可能な海外に工場を立地させることになるのはけだし当然の結果であろう。

(二) 雇用の問題

海外立地の中心が製造業であり、工場であるということになると、これはわが国の雇用問題に関連する。

一部には産業の空洞化恐れるに足らずという論もあるようであるが、手をこまねいて失業が多発するに任せるのは如何なものであろうか。われわれは、産業の空洞化の四つの要因に対して常に適切な対策を講じていかねばならない。

(三) 対策

そのための第一の対策は、わが国経済が内外の新しい環境に適応できるような賃金の合理的決定である。第二は、土地対策である。土地利用の仕方に、より一層の工夫を加えるべきではないか。

第三は、とくに、円高メリットの徹底還元をはかること等の物価対策である。第四は、法人税の軽減。これによつて企業努力が実るようにすることが必要であり、政府において早急に善処すべき事

柄である。

第二章「内需拡大論」は、公共事業拡大や賃上げによる内需拡大論を批判している。内容は、これも従来からの主張と同じである。

現在議論されている内需拡大の方法論は三つに集約されよう。

第一の議論は、建設国債を増発して、政府の公共事業を増大せよという議論である。これは、たとえ名前は建設国債であっても、その利払いは特例国債、すなわち赤字国債に依存せざるをえないのであり、六一年度の特例国債発行額は五兆二〇〇〇億円に上っているのである。

第二の議論の民活、規制緩和による内需拡大は大いに推進すべきである。第一、第三の議論に比し、その及ぼす影響力は限られ、あるいはその効果の現われるのには時間がかかるかもしれないが、円高メリット還元などには直接効果もある。

第三の議論は、昭和六一年の春季賃金交渉時、各方面から声高に唱えられた可処分所得増による内需拡大論である。サラリーマンの可処分所得を増大させるための方法は、所得税・地方税の減税と賃上げである。

日経連は、年来、生産性基準原理を唱えており、実質国民経済生産性の上昇の範囲内で賃上げをするならば、ホームメイド・インフレは起こらないと説いてきた。この考え方は常に堅持しなければならない。加えて、各企業においては、企業の環境条件の動向および自社の支払能力を適切に勘案し、賃金決定を行うべきである。

第三章「中小企業問題—とくに労働時間短縮について」は、労働基準法の改正問題に関連して労働時間への言及がみられることが今期の特徴である。内容は「一律の時短には反対、労使の自主交渉にまかせるべきだ」というもので、これも年来の主張である。

(一) 厳しい経営環境

わが国の中小企業は、第二次石油ショック以降の長期不況の波を受け、低迷をつづけていたが、景気の回復とともにようやく立ち直りかけたところ、昭和六〇年秋以来の円の急騰により、再び厳しい環境にさらされている。

(二) 人材の問題

人材を確保し、それを定着させる要諦は一言にしていえば、魅力ある企業づくりである。そのためにはまず、経営者自身が経営センスを磨き、自らに課せられた社会的責任の達成のため、それにふさわしい姿勢や行動をとることが要請される。

(三) 労働時間短縮と中小企業

政府は、わが国の労働時間が先進諸国に比べて長すぎるとの考えから、労働基準法の改正により労働時間の短縮をはかろうとしている。

そもそも労働時間の短縮は、賃上げと同様、生産性向上の成果の配分なのであり、法律の強制によるのではなく、労使の自主交渉にまかせるのが筋道である。

第四章「行政府・立法府の改革」は、臨調・行革審後の行政改革の必要性と立法府の縮小を唱えているが、これも従来からのものである。

(一) ポスト行革審の任務

行革は、中曽根総理の言葉を借りれば、三代の政権十年余の年月を必要とする国家の大事業であるが、ポスト行革審もつくられることになった。

臨調・行革審が定めた行革路線を息長く着実に実現していくことがその任務であろう。

(二) 立法府の改革

(イ) 参議院の廃止 本報告書でもたびたびふれてきたところであるが、その本来の役割をはたしえなくなっている参議院の廃止を第一に考えるべきである。

(ロ)衆議院は議員数をまず四七一人にせよ 第二に考えるべきことは、衆議院議員数の削減である。そのためには、国会議員以外の第三者による定数正会議の設置が必要なのではないか。

(ハ)地方議会 地方議会議員数の削減正については、国会のそれよりは若干前向きになっているのは、過去の本報告書において指摘してきたとおりであるが、なお十分とはいえないことも指摘しておく。

第五章「高齢化と社会保障問題」は、従来と同様、高齢化にともなう社会保障費の増大問題を取り上げている。主張の内容は、年金水準の抑制と老人保健制度の見直しであり、これも年来からの主張である。労災問題にも言及しているが、本年鑑でも紹介してきた論点と同じである。

(一) 高齢化と社会保障の財源

六五歳以上人口の総人口に占める割合は、昭和九六年のピーク時には二三・五%にも達すると推測されている。これに対して政府は、年金、医療等の面に種々の対応策を講じて何とか辻褃を合わせてきたが、このような手法が限界にきていることは誰の目にも明らかである。

(二) 年金の問題

高齢化の進展とともに年金支給水準の一層の適正化、支給開始年齢の引き上げも考慮すべきであろう。

(三) 老人保健法改正と国保の合理化

老人保健法の改正によって被用者保険(組合健保、政管健保、共済組合)の老人医療費拠出金は、厚生省の試算によれば、六一年度の一兆五〇〇〇億円から六五年には二兆八〇〇〇億円に激増すると予測されている。われわれは国民健康保険制度の合理化、そして国民皆保険の実をあげる方向をめざしての再検討を期待してやまない。

(四) 労災裁判と労災保険

事業主負担を調整して合理的な災害補償を行うべく、労災保険給付と民事損害賠償との完全調整の規定を労災保険法に置くほか、業務災害の認定に使用者側の意見を加味する等の方途を設けなければならない。

第六章「教育問題」は、公教育のほか、就職協定と企業内教育に言及している。

(一) 教育の根本の見直し<略>

(二) 就職協定の問題——守られる協定づくりを目指して

昭和六一年度の就職協定は、一〇年ぶりに会社訪問開始期日を、四年制大学のみ四〇日早めて八月二〇日に変更した。

昭和六二年度は採用選考開始期日等の問題や大学の就職活動のあり方などを整備し、守られる協定づくりのために、産業界および官公庁、大学が協力して、新しいシステムをさらに充実、構築していかなければならない。

(三) 企業内教育の新しい視点

技術革新の進展、経済のソフト化、国際化などによって、産業や就業構造は大きく変化している。高齢化や高学歴化が進むことも考えれば、企業内教育はこれまでとは違った新しい視点から取り組まなければならない。

第七章「むすび」は、労使関係について言及している。すなわち、わが国の「きわだって良好な」労使関係にも労働・雇用関係の変化によって変貌が生じており、労使双方が良好な労使関係の維持に努力を払わねばならない、と論じている。

わが国の労使関係が諸外国に比し、きわだって良好なことについては定評があるが、近年わが国の労働・雇用環境にもいくつかの変貌が生じつつある。それは、わが国の企業別労働組合構造を崩すほどのものではないにしても労使双方がその変貌に留意し、良好な労使関係の維持に特段の努力を払わねばならないときにきているように思える。

労働・雇用環境の変貌は、産業構造の変化を背景としている。それは、マスコミ的には「重厚長大」から「軽薄短小」へという言葉で表現されているが、単なる製品の形状だけでなく、労使を問わず、その産業に働く者の心奥にいい知れぬ変化を生じさせつつあるというべきであろう。

とくに円高定着時代における企業の安定成長を考えると、労働組合としても従来のごとく、単に賃上げ要求をするよりも、むしろ生活必需物資の価格引き下げを大きな課題とするような姿勢に改めるべき段階にきているのではないかと思われるし、経営者にとっても、物的および付加価値両面の生産性向上をさらに強化して従業員の生活水準の維持・向上にこたえうるよう、細心の注意を払う必要を生じさせるであろう。

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
